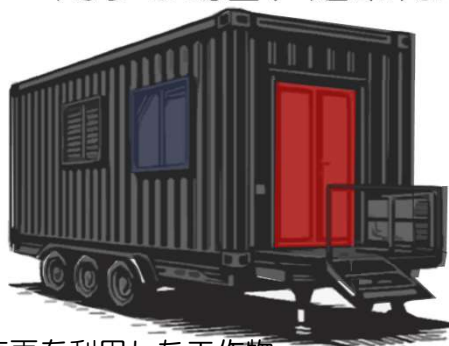


# そのコンテナ大丈夫??

コンテナやトレーラーハウスを  
設置する前に知っておきたい3つのこと

## ①そのコンテナ建築物では？

コンテナや車両を利用した工作物を  
土地に定着して住宅や店舗として使  
用する場合、建築物に該当します。



車両を利用した工作物  
(トレーラーハウスなど)



コンテナを利用した工作物

## ②建築物には建築基準法が適用されます！

建築物に該当する場合、建築基準法が適用されま  
す。鉄筋コンクリート造等の基礎に緊結する等、  
構造上問題がないものとする必要があります。

## ③設置する前には確認申請が必要です！

コンテナ等が建築物に該当する場合、設置する前に建築確認申請の手続き  
が必要で、確認済証が交付されないとコンテナ等を設置できません。



# 設置の前にまずは建築士に ご相談ください！！

※この取り扱いは予告なく変更される場合があ  
ります。あらかじめご了承ください。



都市整備部 建築指導課

☎ 083-231-1380